

いい那珂暮らしお試し居住事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への移住を促進し、市の活力を維持することを目的に、市への移住を検討している者が、市内の住宅（以下「お試し居住施設」という。）に一時的に居住し、市の風土及び日常生活を体験することで、具体的な移住の検討の機会を提供する事業（以下「お試し居住事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(お試し居住施設)

第2条 お試し居住施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
いい那珂暮らしハウス	那珂市竹ノ内1丁目2番地6

(対象者)

第3条 お試し居住施設を利用できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者でなくてはならない。ただし、第1条に規定する目的を達成するために必要であると市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 市への移住又は二地域居住を検討している者であること。
- (2) 市外に居住している者であること。
- (3) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(利用申請等)

第4条 お試し居住施設の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の10日前（那珂市の休日を定める条例（平成元年那珂町条例第25号）に定める休日を除く。）までに、いい那珂暮らしハウス利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に申請者の住所及び本人確認ができる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 お試し居住施設を利用しようとする者の中に、住所が申請者と異なるものがある場合は、前項に規定する書類のほか、当該利用者の住所及び本人確認ができる書類を提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、いい那珂暮らしハウス利用許可（不許可）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、同一の者による利用は、同一年度内に3回までとする。
- 4 市長は、前項の利用許可に際し、適正な利用のために必要な条件を付することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、市の事業で利用する場合又は市長が特に認める場合は、お試し居住施設を利用することができる。

(利用期間)

第5条 お試し居住施設を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、2日以上30日以内とする。ただし、年度を越えた利用はできないものとする。

2 前条の規定による利用許可を受けた申請者（以下「利用代表者」という。）は、申請した利用期間が満了した後も引き続きお試し居住施設を利用しようとするときは、当該利用期間が満了する日の前日までに市長にその旨を申し出なければならない。

3 市長は、前項の申出を受けたときは、お試し居住施設の予約状況等を勘案し、適当と認めるときは、利用代表者に申請書を提出させたいえ、利用期間の延長を許可するものとする。ただし、利用期間の合計は、30日を超えないものとする。

（利用料金）

第6条 お試し居住施設の利用料金（光熱水費含む。）は、利用開始後3日目までは利用日数にかかわらず5,000円とし、4日目以降は1日当たり1,000円を加算する。

2 利用代表者は、前項の利用料をお試し居住施設利用の開始日（前条第3項の規定により利用期間を延長する場合においては、当該延長期間の最初の日）までに全納しなければならない。

3 前項の規定により納付した利用料は、返還しない。ただし、市長が特に認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（利用者の義務）

第7条 お試し居住施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、お試し居住施設の滞在中に、次に掲げる事項のうち1つ以上の体験、市職員又は移住相談員との面談及びお試し居住施設の利用に関するアンケートの提出をしなければならない。

（1） 移住者、市民等との面談又は交流

（2） 仕事探し

（3） 住居探し

（4） 農業体験

（5） 自然体験

（6） 市内散策及び生活環境の確認

（7） その他移住の検討に関する活動

（順守事項）

第8条 利用者は、お試し居住施設の利用に当たり、次に掲げる事項を順守しなければならない。

（1） 備付けの備品並びに什器類を適切に取扱うこと。

（2） 留守時又は就寝時には必ず施錠し、盗難の予防に注意を払うとともに、火気の取扱い及び水道の凍結防止に配慮すること。

（3） 節電及び節水に努めること。

（4） 清掃を適宜行い、ごみは決められた分別方法に従い適切に処理すること。

（5） 前各号に掲げるもののほか善良な良識をもって施設及びその敷地を適正に管理するとともに、住環境の保全に努めること。

（禁止行為）

第9条 利用者は、お試し居住施設及びその敷地の利用又は使用において、次に掲

げる行為をしてはならない。

- (1) お試し居住施設の全部又は一部を、第三者に転貸又は利用の権利を譲渡し使用させること。
- (2) 物品の販売、寄附の募集その他これに類する行為
- (3) 興行、展示会、その他これに類する催し
- (4) 営利又は非営利の事業又は営業
- (5) 動物の飼育
- (6) お試し居住施設内での喫煙
- (7) 文書、図画、その他の印刷物の掲示又は配布
- (8) 政治活動、宗教活動
- (9) 大音量又は高音を発してのテレビやラジオ等の操作、楽器演奏、騒音及び悪臭の発生、その他環境及び公衆衛生を害する行為
- (10) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (11) お試し居住施設の増築、改築、模様替え、新たな設備の設置
- (12) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (13) その他市長が施設の利用において不相当と認める行為
(利用許可の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) その他市長が利用許可を取り消すことが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により利用許可を取り消したときは、いい那珂暮らしハウス利用許可取消通知書(様式第3号)により、利用代表者に通知するものとする。
(明渡し)

第11条 利用者は、利用期間が満了したとき又は利用許可を取り消されたときは、直ちにお試し居住施設を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、市長の指示に従い、お試し居住施設を利用者の費用負担で原状に回復しなければならない。

(職員の立入り等)

第12条 市長は、お試し居住施設の防火対策、構造の保全、その他管理上必要があるときは、利用者の承諾がなくても、市の職員をお試し居住施設に立ち入らせることができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりお試し居住施設並びにその設備及び備品を破損、汚損、滅失又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合その他市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(事故免責)

第14条 お試し居住施設が通常有すべき安全性、耐久性等を欠いている場合を除

き、お試し居住施設で発生した事故に対しては、市は、当該賠償の責を負わないものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。